

ワズオフィス社 労士事務所 / ワズライフコンパス  
マンスリーニュース

～ マイナンバーカード保険証 / 事務トピックス ～

2024 / 8 / 23 307号

ワズオフィス社労士事務所・ワズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美  
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



## I. マイナンバーカード保険証

### ① 令和6年12月2日に保険証が廃止されます

現在の保険証は廃止される予定ですので、マイナンバーカードに保険証の利用登録をして使う（以下はマイナ保険証といいます）こととなります。これは徐々に浸透していると思いますが、今年12月2日以降は、新規に健康保険証は発行されず、すでに発行された保険証も経過措置として最大1年間は使用できますが、その後は使用できない予定です。マイナ保険証を持っていない人は、令和6年12月2日以降、資格取得等のときや、既に被保険者の場合は保険者が必要と判断したときに資格確認書が発行されます。

先日通院した歯科医院では、カードリーダーを設置したばかりということもあり、マイナ保険証で受診をする人は、まだ1割に満たないとのことでした。しかし、マイナンバーカードの保有率は75.4%（総務省公表値）とのことですから、マイナ保険証を持っていても使用を控えている人が多いようで、現在の保険証が使用できなくなる1年後に向けて使用率が上がってくると思います。

### ② マイナンバーカードを保険証利用する手順

マイナンバーカードを取得していない方は、オンライン申請・街中の証明写真機・郵送のいずれかの方法で手続きをしてください。交付通知が届いたら、マイナンバーカードを指定された場所へ取りに行く必要があります。そして、受け取ったのちに、健康保険証として利用する申し込みが必要です。この健康保険証利用の申し込みをしておられない人がみかけられますが、次の3通りの方法がありますので、まだ済ませていない方はお申し込み下さい。

- ・医療機関のカードリーダーで申込（受診前に簡単な操作でできます）
- ・スマートフォンにマイナポータルアプリをダウンロードして申込
- ・セブン銀行ATMで申込

### ③ メリット

マイナ保険証を使用するメリットは大きく2つあり医療の質のメリットとして、同意をすれば検診情報を医師と共有でき重複検査が少なくなります。薬の情報も医師・薬剤師と共有でき重複投薬などのリスクが減少します。

もう一つは諸手続きのメリットで、代表的なものは限度額適用認定証の発行の省略や、入社・退社の保険証の交付や回収も不要になることです。

医療費についてはわずかですが、初診や調剤で20円、再診で10円（実際に自己負担は、その3割）が安くなります。

### ④ 9月に「資格情報のお知らせ」が届く

協会けんぽに登録されている被保険者と被扶養者のマイナンバーを一斉に確認する目的で、令和6年9月以降に「資格情報のお知らせ」が事業所に届きます。そこには各自のマイナンバー下4桁が記載されており、個人別の封筒に入っています。届きましたら社員へ配布し、ご自身等のマイナンバーとあっているかどうかを確認してもらってください。

尚、予定では、9月の発送は令和6年6月7日時点の加入者について送られてくるということです。

令和6年6月10日以降に資格取得した人は、令和7年1月22日以降に発送される予定とのことですので、ご注意ください。

「資格情報のお知らせ」にマイナンバー下4桁が記載されていないこともありますし、誤って登録されているケースも想定されるということです。正しく登録されていない場合は同封されている書類でマイナンバーを提出願います。

詳細は協会けんぽのお知らせのページでも確認できます。（健保組合に加入されている企業は、健保組合の案内に従ってください。）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/mytourokukakunin/>

## **II. 9月の事務トピックス**

9月は、当月天引きの会社の健康保険・厚生年金保険の定時決定（算定）後の保険料に変更する月です。

当月天引きの会社は9月支払い給与から天引きに反映することになります。一方で翌月天引きの会社は10月支払い給与から天引きすることになります。